# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 大友 栄二

1 日 時

令和4年3月17日(木) 午後1時30分から 午後4時00分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

大友栄二、井上明夫、吉竹悟、阿部英仁、高橋肇、二ノ宮健治、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津惠造 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

### 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第34号議案から 第39号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第22号 議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに、いずれも全 会一致をもって決定した。
- (3)「大分県自転車活用推進計画2022」の策定について、「川ビジョンおおいた2021」 の策定について並びに「大分港港湾計画」及び「臼杵港港湾計画」の変更についてなど、執 行部から報告を受けた。
- 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主任 井上友香 政策調査課政策法務班 副主幹 安達佑也

## 土木建築委員会次第

日時:令和4年3月17日(木)13:30~

場所:第1委員会室

## 1 開 会

#### 2 土木建築部関係

13:30~15:30

- (1) 付託案件の審査
  - 第 1号議案 令和4年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
  - 第 10号議案 令和4年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
  - 第 11号議案 令和4年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
  - 第 34号議案 大分県道路占用料徴収条例等の一部改正について
  - 第 35号議案 令和4年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
  - 第 36号議案 工事請負契約の締結について
  - 第 37号議案 工事請負契約の締結について
  - 第 38号議案 工事請負契約の締結について
  - 第 39号議案 工事請負契約の変更について
- (2) 合い議案件の審査
  - 第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(付託委員会:総務企画委員会)

第 22号議案 大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について

(付託委員会:福祉保健生活環境委員会)

- (3) 諸般の報告
  - ①「大分県自転車活用推進計画2022」の策定について
  - ②「川ビジョンおおいた2021」の策定について
  - ③「大分港港湾計画」及び「臼杵港港湾計画」の変更について
  - ④「大分県住生活基本計画」の改訂について
  - ⑤「大分県耐震改修促進計画」の中間見直しについて
  - ⑥「大分県公営住宅等長寿命化計画」の改訂について
- (4) その他
- 3 協議事項 15:30~15:35
- 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**大友委員長** ただいまから、土木建築委員会を 開きます。

本日は、審査の都合上、予算特別委員会の分 科会もあわせて行いますので、御了承願います。 本日は、委員外議員として清田議員に出席い ただいています。

ここで委員外議員の方にお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論 終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時 間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願い ます。

なお、審査の進行状況を勘案しながら議事を 進めてまいりますので委員外議員の皆様には、 あらかじめ、御了解願います。

それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた 議案9件及び合い議2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和4年度大分県一般会計予算の うち、本委員会関係部分について執行部の説明 を求めます。

島津土木建築部長 土木建築部の令和4年度当 初予算の総括的な内容について、御説明します。 先日の予算特別委員会での説明と重複する部分 もありますが、御了承願います。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお 開き願います。

令和4年度当初予算説明資料(土木建築部)です。まず左側の表1歳出予算の一番左の列、区分欄の一般会計ですが、土木建築部の予算額については、中ほど太枠にしている計の欄、左から2列目に太字で記載しているとおり、当初予算額は965億5,374万2千円を計上しており、令和3年度当初予算額に比べ、率にして1.5%の減となっています。

その下の内訳の欄を御覧ください。

内訳欄の一番上、公共事業では663億3,

596万6千円で、令和3年度当初予算額に比べ、率にして1.8%の減となっています。

これは、災害関連の20.1%の減及び災害 復旧の8.0%の減によるもので、いずれも過 年度発生分の事業完了に伴う減額が主な理由と なります。

続いて、内訳欄の一番下、非公共事業では3 02億1,777万6千円で、令和3年度当初 予算額に比べ、率にして0.7%の減となって います。これは主に、市町村から橋梁工事等を 受託する河川関係受託事業や人件費の減などに よるものです。

次に区分欄の特別会計を御覧ください。

まず、1番目の大分県公債管理特別会計について、当初予算額として4億1,546万円、その下臨海工業地帯建設事業特別会計については、当初予算額として13億8,405万2千円、その下港湾施設整備事業特別会計については、当初予算額として48億5,505万7千円を計上しています。

続いて、右側の表2の債務負担行為については、一般会計で32件301億5,634万8 千円、港湾施設整備事業特別会計で2件15億6,100万円の限度額設定をお願いしています。

以上をもって、令和4年度当初予算関係の総 括的な説明を終わります。

詳細については、関係課長から説明しますが、 先日の予算特別委員会で御説明した事業は、説明を省略しますので御了承願います。

渡辺土木建築企画課長 まず、土木建築部関係 分の債務負担行為について御説明します。

資料変わって、令和4年2月大分県議会定例 会議案の22ページをお開きください。

第2表債務負担行為です。土木建築部関係については、このページの31番から26ページの62番まで合計32件です。そのうち主なものについて、御説明します。22ページの下から2番目を御覧ください。

32番国道217号道路改良事業(戸穴工区)ですが、戸穴バイパスのトンネル工事に伴い33億円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、26ページをお開きください。

一番上、58番庄の原佐野線街路改良事業ですが、下郡工区の橋梁下部工事などに伴い、36億3千万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、このページの下から4番目、62番県有建築物防災対策推進事業ですが、総合文化センター及び別府コンベンションセンターの吊り天井の耐震化工事などに伴い16億4,902万1千円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

そのほかは、トンネルや橋梁といった規模の 大きな工事に加え、適切な工期を確保すると、 工期が令和5年度以降にわたる工事などについ て、債務負担行為の設定をお願いするものです。 債務負担行為については以上です。

続いて、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

恐れ入りますが、別にお配りしている令和4年度土木建築部予算概要の13ページをお開きください。

事業名欄の一番下、建設産業構造改善・人材 育成支援事業費ですが、予算額は2,480万 円です。

本事業は、建設産業における担い手の確保等を図るため、専用の特設サイトを活用した建設労働者のUIJターン促進や、女性用トイレ、更衣室の設置など就労環境改善の取組を支援するものです。

**三村建設政策課長** 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

同じ資料予算概要の11ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、共生のまち整備事業費ですが予算額は8千万円です。本事業は、 高齢者、障がい者などすべての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう歩道等の改良、県有施設の改修など、 バリアフリー化に取り組むものです。

次に一つ下、地域の安心基盤づくりサポート 事業費ですが、予算額は8,200万円です。 本事業は、地域に安心して住み続けられるよう、 防災や生活環境の保全等を図るため、河川等の 倒木や流木の除去などを業者と連携して行うと ともに、ボランティア等の地域活動を支援する 作業環境の整備や資機材の貸与などを行うもの です。

**但馬用地対策課長** 用地対策課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

10ページをお開きください。

事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費ですが、予算額は10億円です。本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に、機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保しているものです。

**竹島道路建設課長** 道路建設課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

19ページをお開きください。

道路橋梁調査費ですが、予算額は9,267万9千円です。本事業は、国県道における道路整備、維持管理の実施に必要となる基礎調査、道路台帳補正などを行うものです。

次に、20ページを御覧ください。

事業名欄の上から3番目、(公)国直轄道路 事業負担金ですが、予算額は28億円です。本 事業は、国土交通省が管理する一般国道の改築 等に要する費用を負担するものです。

**後藤道路保全課長** 道路保全課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

24ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、道路維持修繕費ですが予算額は20億2,561万6千円です。 本事業は、安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理や道路の清掃・草刈り並びに道路パトロール、応急維持補修などを行うものです。

次に三つ下、身近な道改善事業費ですが、予 算額は8億円です。本事業は、住民の生活に密 着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短 期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道 の整備などの小規模な改良や通学路安全対策を 実施するものです。

次に一つ上、(単)道路防災事業費予算額9億2,450万円と、次のページの事業名欄の一番下、(公)道路防災事業費予算額13億1,180万7千円です。本事業は、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保するため、防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に行うものです。

**成瀬河川課長** 河川課関係の歳出予算のうち、 主なものについて御説明します。

32ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、河川海岸維持管理費ですが、予算額は2億7,348万2千円です。本事業は、芹川・北川ダムの管理者負担金や河川・海岸の堤防の草刈費などの管理業務に要する経費です。

次に、34ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、(単)緊急河床掘 削事業費ですが、予算額は7億5千万円です。 本事業は、豪雨や台風などによる浸水被害から、 河川周辺住民の生命及び財産を守るため、浸水 被害が発生した河川などにおいて、早急に河床 掘削を実施し、河川の流下能力を改善させるも のです。

次に、35ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、(公)治水ダム建設事業費ですが、予算額は31億4千万円です。本事業は、豪雨や台風などによる洪水被害を未然に防止し、竹田市街地の安全性を向上させるため、玉来ダムを整備するものです。

令和4年度のダム完成に向け、ダム本体工事 を推進するとともに、止水対策工事や管理用道 路工事などを実施します。

次に三つ下、河川施設災害防止緊急対策事業 費ですが、予算額は20億5千万円です。本事 業は、災害に対して強靱な県土をつくり県民の 安全を確保するため、国の緊急自然災害防止対 策事業を活用し、国庫補助事業の対象とならな い中小河川の河床掘削や場防かさ上げ、樹木伐 採等を実施するものです。

次に、38ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、(公)災害復旧事業費ですが、予算額は83億1,973万6千円です。本事業は、過年災害分として令和2年7月豪雨などで被災した河川等の復旧を引き続き進めるとともに、現年災害分として令和4年度に新たに災害が発生した際に、迅速に対応できるよう、あらかじめ予算計上するものです。 岸元港湾課長港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

41ページをお開きください。

ポートセールス体制強化推進事業費ですが、 予算額は1,559万4千円です。本事業は、 大分港(大在地区)をはじめとした県内港の活 性化を図るため、利用促進・集荷推進対策など により、船舶や貨物の誘致を強化するものです。 次に、43ページをお開きください。

事業名欄の下から3番目、(公)津波危機管理対策緊急事業費ですが、予算額は1億500万円です。本事業は、津波・高潮対策として、既存の海岸保全施設の防災機能を確保するため、施設の整備を実施するものです。

次に、46ページをお開きください。

事業名欄の上から4番目、(公)地方港湾改修事業費ですが、予算額は9億6,411万円です。本事業は、地域の特性を活かした地域開発を図るため、臼杵港などにおいて岸壁等の諸施設の整備を実施するものです。

次に三つ下、(公)国直轄港湾事業負担金ですが、予算額は6億324万3千円です。本事業は、国が実施する大分港などの岸壁・航路等の整備に要する費用を負担するものです。

**中山砂防課長** 砂防課関係の歳出予算のうち、 主なものについて御説明します。

52ページをお開きください。

事業名欄の一番上、(単)急傾斜地崩壊対策 事業費ですが、予算額は7億3千万円です。本 事業は、豪雨によるがけ崩れ等から住民の生命 を保護するため、国庫補助事業の対象とならな い急傾斜地の擁壁工等を実施するとともに、市 町村が行う崩壊対策事業に対して助成を行うも のです。

次に三つ下、(公)火山砂防事業費ですが、 予算額は7億4,600万4千円です。本事業 は、火山地域にて頻発する土砂災害から住民の 生命や財産を保全するため、土石流等のおそれ のある箇所において、砂防堰堤などの整備を実 施するものです。

次に、53ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費ですが、予算額は17億円です。本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり県民の安全を確保するため、国の緊急自然災害防止対策事業を活用し、国庫補助事業の対象とならない急傾斜の法面対策や、砂防堰堤の整備等を実施するものです。

**亀山都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

58ページをお開きください。

事業名欄の一番下、都市政策推進費ですが、 予算額は4,213万4千円です。本事業は、 都市計画区域をはじめとした都市計画の見直し のため、人口規模や建築物、土地利用の動向な どの都市の現況及び将来の見通しに関する基礎 調査及び基礎調査データのGIS化やオープン 化を進めるものです。また、令和4年度は新た に、大分都市圏における交通体系の将来像と、 その実現に向けた基本方針を検討するため、中 九州横断道路の整備に伴う影響を把握する交通 量推計を実施します。

次に、61ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、(単)街路改良事業費ですが予算額は3億3,227万円です。 本事業は、別府市の富士見通南立石線など、都市計画道路8路線の整備を促進するものです。

田中公園・生活排水課長 公園・生活排水課関 係の歳出予算のうち、主なものについて御説明 します。

64ページをお開きください。

農業集落排水事業費ですが予算額は1億4, 300万円です。本事業は、中津市、佐伯市な ど12地区において、農業集落排水施設の改築 工事を実施するものです。

次に、66ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費ですが、予算額は5億901万7千円です。本事業は、大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費です。

その一つ下、県営都市公園施設整備事業費ですが、予算額は4,036万6千円です。本事業は、大分スポーツ公園など都市公園の維持補修に要する経費です。

中園建築住宅課長 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

71ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、住宅耐震化総合支援事業費ですが、予算額は7,986万7千円です。本事業は、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅等の耐震性を向上させるため、住宅所有者が行う耐震診断・耐震改修に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものです。

その一つ下、子育で・高齢者世帯住環境整備 事業費ですが、予算額は3,749万5千円で す。本事業は、子育で世帯の住環境の向上や、 三世代近居・同居の支援、高齢者の暮らしの安 心確保のため、住宅改修に要する経費に対し助 成するものです。

**釘宮公営住宅室長** 公営住宅室関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

72ページを御覧ください。

事業名欄の上から3番目、県営住宅等管理対 策事業費ですが、予算額は5億8,026万円 です。本事業は、県営住宅等の計画修繕や家賃 滞納者に対する法的措置、管理代行者への入退 去業務や使用料収納等の業務委託などに要する 経費です。

次に、74ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、(公) 既設県営住宅改善事業費ですが、予算額は3億5,055 万1千円です。本事業は、既存の県営住宅において、長寿命化やバリアフリー化を図るため、外壁や屋上防水、給水管等の改修及び高齢者世 帯向けへの改善を実施するものです。

**桑田施設整備課長** 施設整備課関係の歳出予算 のうち、主なものについて御説明します。

77ページをお開きください。

事業名欄の一番上、県有建築物防災対策推進 事業費ですが、予算額は5億3,900万6千 円です。本事業は、地震による県有施設の天井 脱落を防止するため、吊り天井耐震化に係る設 計や工事を実施するものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

阿部委員 渡辺課長、冒頭で大変恐縮ですけど、 真っ先に説明をいただいたんですが、建設産業 構造改善・人材育成支援事業について、できれ ばもう少し詳しく、どういう事業を起こして人 材を育成しようとしているのか。今、建設産業 の関係で、人手が足りないとしょっちゅう言わ れるんですよね。我々はいろんなところに行っ ても、必ずそれを言われる。特に、災害が多発 していて仕事の量が非常に多いのは大変ありが たいんですが、それに対して受け皿があっぷあ っぷしている状況で、我々もいろんな業界の方 と一緒に、例えば、教育委員会に公立高校にも う少し科目を設置して、土木関係の技術者の養 成、産業教育という言い方でお願いしています けど、教育委員会もそういう申出をすれば、国 東高校でこういうのをやっていますとか、ここ で言葉を濁されてしまうんですよね。

本当に技術者を養成し、建設産業という意味合いで人材をもう少し確保していかなきやいかん。業界だけではなくて、皆さんの行政の中の技術者の関係も、人数の問題でそこに関連してくるんではないかなと思うんですよ。もう少しそこの取組を、これからどうやっていくんだと。単に土木建築部だけでは事が済まない状況に来ているんではないかと思うんですよ。もう少し総務部と協議をしながらやっていくとか、本格的にここの部分については乗り出していかないと、時既に遅しという言葉がいいのかどうか分かりませんが、そうなりかねないので、まだまだこれからいろんな災害があり、また今回のコ

ロナとか、否が応でもこの公共事業で景気の下 支えをしていこうという考え方もまだまだ出て くると思うんですよ。そうなったときに、やっ ぱり受け皿がしっかりしていかなきゃできない と思うので、もう少し突っ込んで取り組むべき ではないかなと。

予算概要の中に、もう企業合併に対する補助 50万円とか、こんなのは載せないで、もう少しそこのところをしっかり、取り組んでいるんだよという感覚がほしいなと思うのですが、いかがですか。もうちょっと詳しく説明ができるところがあればしてほしいんですが。

渡辺土木建築企画課長 今、阿部委員から大変 力強い、心強いお言葉をいただきまして、我々 も今、実は建設産業の人材不足には非常に危機 感を持っています。委員がおっしゃるとおりで す。

まず、どうしたらいいのかですが、やはり若い人が少ないというのがどうしてもあります。中でも女性が当然少ない。まずは、建設業界の改質、改善をして、生産性を向上させる。それから、環境も改善させていくことが必要だと思います。まずは改善をしていく。

そのためにも、この中の事業ではありません が、例えば、ICTの機器の導入とかでIT化 を進める。今回、建設政策課でも導入しました が、機械化、それから電子化等を進めて、生産 性を上げていく。それから、女性でも若い人で も入りやすいように、例えば、執務環境、 更衣 室とかトイレの改修を進めるとか、そういうこ とでまず入りやすい職場の環境改善を進めてい く。それから、ウェアラブルカメラだとかを付 けて、わざわざ臨場しなくても検査できるとか、 打合せができるとか、そういうことも進めてい って、まずは、建設業そのものの効率アップ、 それから魅力をアップしていくことが必要です。 今度はそうして魅力をアップした建設業の良さ をどうやって若い方や女性などに知っていただ くかが大事だと考えています。

今回、建設産業構造改善・人材育成支援事業の中で上げているのは、例えばUIJターン、これは都会の他県で働いている建設業界の方を

ターゲットに、コロナとかもありますし、お子さんの関係もあって、やっぱり大分で子育てをしながら建設業に携わりたい方などに向けて、UIJターン情報のインターネット発信とか、地元企業の紹介とか、そういう形の事業をやっています。これはいくつか実例があり、その発信が直接の動機ではないとは思いますが、それでもやっぱりインターネットを見て問合せがあって、実際に帰ってきた方もいます。そういう取組をしています。

それから、あとはPR動画等も作成して、B UILDOITAという産学官が連携して、学 校の先生や建設業界にも入っていただいて、ビ デオを作って皆さんに見ていただくとか、イメ ージアップの広告戦略を打っています。

それから、学校については教育委員会と協力 しながら、現場体験学習等も進めて、少なくと も、入学生を集めることも必要ですけれども、 入った方が地元の建設産業に就職できるように、 そういう動機付けを一生懸命やっています。こ れは毎年やっています。

代表質問でも答弁しましたが、少しずつですけれども、県内建設業の就職率は上がっています。ただ、やっぱり全体としては減っているので、全体数がなかなか充足化していません。その辺は委員の皆さんにもいろいろと御心配をかけていますが、率は何とか上がっていると。少ない卒業生を建設業界へということですが、人材不足は建設業だけではないので、中で奪い合うことはどうしても起こっています。

どうしたらよそから引き込んでいけるか、ほかの県に出ていった大分県の大学生とか、いかに大分県に帰ってきてもらうかも必要なので、やはり建設関係、あるいは工業系の大学にも職員が行って、企業説明会をして、その中で大分県のアピールをする努力をしています。

今、委員がおっしゃいました、企業合併に対する補助は確かに、こういうことはありますけれども、ただ、大分県はどうしても小さな会社が多いもんですから、会社数は減っていないけれども、就業者は落ちている。どういうことかというと、小さな企業がどうしても多いと。そ

ういう企業が少しでも合併して、少しずつ大きな仕事をできるようにするお手伝いできる体制にしています。もちろん、我々としてもこの予算で十分だとは思っていませんが、与えられた予算の中で最大限、効果が上がるように、これからも一生懸命頑張っていきたいと思っているので、皆様の力強い支えをよろしくお願いします。

阿部委員 企業合併をすることによって組織体 が大きくなって、いろんな環境改善ができる位 置付けの企業合併なら、大いに進めてやってい くべきだと思う。しかし、そうであるならば5 0万円とか僅かな金額を設定している考え方に ついて、もう少し詰めた上で、こういう方向に 指導していこうと、そういうための企業合併と いう位置付けで取り組んでほしい。委員の皆さ んに大変申し訳ないんですけど、私は冒頭この 委員会が始まる前に、部長に業界との発注者、 受注者の関係で、もう少し受注者の実情、また 今の入札制度等も含め、人材の問題等の中で、 業界と話をしてくださいと言ったんですが、部 長は多分分かってくれていなかったんではない かなと。今までずっと私も聞いて回ったんだけ ど、土木建築企画課の人も、分かっている人と 分かっていない人がいるようで、実はこういう ことなんですよね。先般の三村課長のあれも大 きな声でとうとうと、よく聞いていましたよ。 だけど、それも一助だとは思うけれども、やは り業界がどういうことを求めているのか、そし て皆さんがどういうことを期待しているのか、 お互いに突き合わせてやっていく。それが、ま た人材確保にもつながっていくんではないか。 そういうことが十分でない証拠に、不落だとか、 そういうこともそれが一つの要因になっている んではないかなと。

最後に、県は発注者ですから、受注者の方々の話をよく聞いて、いろんな制度改革にも取り組んでください。それが人材育成、また企業の存立につながってくると思うので、どうぞよろしくお願いします。

**島津土木建築部長** 今、阿部委員から力強く御 指導をいただきまして、本当にありがとうござ います。業界の方とは私なりに、あるいは土木 建築部全体として、これまでもそれぞれの団体 と意見交換を重ねてきたつもりでしたけれども、 まだまだ行き届かないという御指摘だと理解し ています。引き続き研鑚に努めていきたいと思 っています。

業界の方、特に建設業協会の方とは災害復旧 工事をはじめとして、なかなか現場条件が厳し いこともあって、不調、不落が二度、三度と続 く現場も中にはあって、なかなか整わない状況 でした。そこで、膝を突き合わせて我々なりに 現場でも話を重ねてきたところで、おおむね災 害についてはほぼ発注が整って、約半分の工事 が終わった状況で、本当に御尽力いただいて、 進めさせていただいています。また、あわせて 今年は昨年成立した5か年加速化対策の予算、 これも議会の力強い御支援をいただいて予算成 立しました。総額15兆円、その初年度、何と しても間違いなく執行することが、翌年度以降 の予算にとても影響するので、この強靱化の予 算と災害の予算を確実に執行するためにプロジ ェクトチームをつくり、しっかり執行体制を整 えて、業界とも意見交換をしながらやってきた つもりです。引き続き、この点については来年 度以降、さらに取組を強化していきたいと思っ ています。ありがとうございました。

**阿部委員** 総合評価方式とか、そういう方式が 果たして今現在いいのかどうかも含めてやって くださいということですよ。よろしくお願いし ます。

大友委員長 人材不足の件で、今、課長の話を 伺っていて、様々な事業をやっていただいてい る中で、努力をして人材不足解消に向けて動い ていただいているというのは非常によく分かる ことですけれども、実際どれぐらいの人材が不 足していて、このいろんな事業を行っていく中 で、どれだけの人材を確保していくんだという 数値目標とかはあるんですか。

渡辺土木建築企画課長 育成事業の場合は、指標の問題ですが、さきほど申し上げた高校生の 県内就職率を目標にしていると。その就業者数が一番大きな指標ですけれども、これが5年に 1回の国勢調査の数字が基になるので、なかな か毎年毎年追えないのが難しいところです。当 然毎年ある目標の中では、高校生の県内就職率 を目標にしています。今、手元に数値がないの で、また後ほどよいですか。(「はい」と言う 者あり)

大友委員長 私が聞いてて気になったのは、就職の面談をするとか、PR動画をつくるとか、その辺に予算を割いていただいているわけですけど、決算特別委員会で成果指標を見たときに、例えば、PR動画をつくりましたというのも成果だったり、面談を何回行いましたというのも成果だったりする部分が多いから、しっかりと5か年、10か年で人材不足をどう解消していくか、計画を基にやっていただきたいなというお願いです。

渡辺土木建築企画課長 さきほどの成果指標のところですが、高校の土木系学科における県内建設業の就職率を目標にしています。令和3年度の目標は40%にしていますが、令和2年度の実績は48.2%で、その分は達成できています。

それから、そのほかの例えばPR動画の点です。なかなかインプットの成果という形になってしまっていて、実際にどれだけ人を確保できたのか指標にならないところは、県民の皆様に対しても説明責任がどうなのかとは我々も少し感じています。監査においても、指標のつくり方についてどうかとの御指摘をいただいていますが、その点は、実際どういう指標が取れるかも難しい点があるので、そこは皆様の御意見を伺いながら、しっかりと成果が出るような指標のつくり方、それから、チェックができるような形で運用していきたいと思っているので、これは今後の課題とさせていただければと思います。

**吉竹委員** 38ページ、河川課長にお尋ねします。2年7月災は、現状の進捗率と、要するに発注じゃなくて、かなりの数が出来上がっていればありがたいんですね。その中で、まずどのくらいの進捗率なのか。あれは時限立法で、恐らく3年で災害復旧しないといけないだろうと。

そうすると、ほとんど次年度ですね、令和4年 度に完成となるので、進捗率ですね、それが一 つ。

それともう一つは、恐らくまだ今、梅雨の時期に河川の災害復旧は止めているんだと思うんです。要するに河川の大きい工事、何千万円、億に近いような大きな災害のときに、そこは大概今、下請と元請が一緒にやっているので、結局工事が止まると、どのくらいやったかは抜きにして、もらうお金をもらって下請は途中で抜けるんですよね。そしたら、後は来ないんですよね。そこが今すごく困っているそうなんですよ。

だから、警報が出たら、河川から重機を上げるとかは分かるんですが、警報が出ていないけど、その時間、例えば、6月ぐらいから秋口まで河川を渡らないでくれというのをいまだにやっているのかなと思うんです。それをちょっと教えてください。

成瀬河川課長 まず第1点目、2年災の進捗です。さきほど、部長からも発注についてはおおむねという話があり、発注については97%です。

委員御質問の完了については、現在のところ、 工事完成率は63.5%です。今、鋭意進めて います。

2点目の梅雨時期とかの工事についてです。

これについては、災害復旧の工事を進めるという点と、もう一つ、工事を進めるにあたっては、川の中に入っていって、工事をしなければいけない。そのためには、当然のことながら、仮設の道路を造って中に入っていくことが必要になり、ひとたび雨が降ると、通常の河川の中に工事用道路が入っていたので、要は河川の流れをその分阻害し、逆に越水を引き起こす心配があるので、通常の場合は、梅雨時期から台風の時期にかけた約半年間ぐらい、河川内工事は原則やめるようにしているわけです。そうは言っても、やはり災害復旧をそのままというわけにはいかないので、仮設道路をできるだけ小さ

くするとか、重機の作業についても、出水に関

しては今、天気の予報も精度が上がっているの

で、そこを注視しながら、二次災害が起きない 努力を、一応受注者と協議をした中で、やれる と判断されるものについてはできるだけ工事は 進めていただくようにお願いをしています。な おかつ、そうは言っても、やはり台風が接近し たら、それについては各土木事務所が現場の点 検をもう一回して、本当に続けて大丈夫かを確 認する形を取っているので、できる限り工事を 進める立場で我々は進んでいることを御理解い ただければと思います。

**吉竹委員** ありがとうございます。恐らく出先 の土木事務所が主体になってすると思うんです。 ただ、今おっしゃるように、4、5か月、6か 月、半年間一応休止してくれというときには、 違った形で問題が起こるんですね。発注者はい いけれども、受注した人間と下請の関係とかも あるので、ケースバイケース、要するに今、ほ とんど天気予報は当たるではないですか。そう いうのを見ながら、各出先機関に話を下ろして いただいて、受注者といつも協議をしながら、 できるだけ進めるように。でないと、この令和 4年度で間に合わない。今ちょうど冬で今回、 雨が少なかったでしょう。ちょっと怖いんです よね。どっと降るんではないかなと、そう思っ ているので、それも含めて、また新しい災害が もし起こればとなるので、それと令和4年度で 終わらないといけないのに終わらない可能性も あるので、そこはうまく打合せしていただけれ ばいいかと思いますので、よろしくお願いしま す。

高橋委員 77ページ、さきほど県有施設の防災対策で、吊り天井等の耐震化で200平米を超える県有施設の工事が約4億7千万円と。そういう施設が県内にいくつぐらいあって、それを優先順位と言うか、そういうものは今どうなっているのか、もし分かればお願いします。

桑田施設整備課長 吊り天井の耐震化ですが、 対象施設は、今カウントしていますが、天井の 高さ6メートルとか、200平米とかに該当す るものがいくつかあって、今残っているのが、 ビーコンプラザと、それからOASISひろば 21のホール二つですね。それから、警察学校 の3施設です。例えば、県庁舎でいうと、正庁 ホールが該当していて、もう既に終わっていま す。それ以外には看護大とか、そういうところ の大きな部屋が対象になっています。

したがって、比較的やりやすいものからやっていった現実がありますが、今、OASISひろば21のホールは、音の泉とグランシアタが一番大きな工事で、令和5年4月から1年2か月ほどかけて工事できるようです。その後、ビーコンプラザが残って、それが終わるとおおむね終了と考えています。

高橋委員 前回の予算特別委員会のときには、 あまり気にしていなかったんですが、昨日、宮 城県、福島県で再び大きな地震があったと。大 分県でも1月22日に震度5強を観測する大き な地震がありました。ということで、特に今聞 いたビーコンプラザは、人が非常に集まりやす い場所ですよね。今回のように夜、つまり人が いないときならいいんですけれども、昼間とか、 人が集まっているときだと、下手すると大惨事 になるので、これがこれからどういう順番で4 億7千万円の予算で進んでいくのかなと思いま した。いつ地震が起きるか分からないので、な るべく早急な対策をお願いしたいです。

**二ノ宮委員** すみません、なかなか聞く機会がないので、今日は時間がたっぷりありそうなので、小さなことですみませんけど、四つぐらい聞きたいと思っています。

まず、道路維持の県道の草刈りのことです。 県道の草刈りは、今2通りあると思うんです よ。一つは業者に委託をする分と、それから地 域にそれぞれの団体に補助を出すやり方がある と思っています。

今、自治会などにどのくらい委託をしているか。それから、やっぱり一番問題なのは、単価の差が物すごく大きいと思うんですよ。だから業者に出すと、例えば、1メートル当たり1万円が、普通の自治会に出すと2千円ぐらいかな、2千円も出さないのかな、そのことについてちょっと教えてください。

それと34ページ、(単)緊急河床掘削事業 費です。これは今、台風とか大雨が降ると河川 が暴れて、一番危険な状況になります。特に、 川の近くに住んでいる人については河床掘削を という――それで、もちろん緊急度の高いもの とか、今まで災害があったものをやるのはもち ろんですけど、今、県の中に要望数がどのくら いあって、その要望数を完成させるにはどのく らいの計画でやっているかを聞かせてください。

それから、64ページの農業集落排水事業費です。これは耐用年数が来ているところが多いんではないかと思うんですけど、この補修箇所は耐用年数でやっているんでしょうか、何かほかの基準があるんでしょうか。これは例えば、管を掘り上げて工事するやり方をしているのか。この前ドイツのやり方を見たら、管の中に圧をかけて、その中に膜を作るやり方で掘り上げしていなかった。大分県にもずっとお願いしているんですけど、そういうものを取り入れているかどうかもちょっと聞きたいと思っています。

もう一つ、最後は地元のことですけど、湯平が7月の豪雨災害で、大変なスピードで今改修をやっていただいています。その進捗状況と、それから、河川はいいんですけど、上の急傾斜の分を含めて、今、どういう状況になっているか、少し教えてください。

後藤道路保全課長 今の道路の草刈りについては、業者に委託するものとボランティアで草を刈っていただくもので、クリーンロード支援事業という国の制度があります。この二つで対応しています。クリーンロード支援事業については、令和2年度の面積で125万8千平米です。道路の法面の延べ面積ですが、これは県全体ですが、道路の法面は569万4千平米と……(「すみません、面積はいいです」と言う者あり)

**二ノ宮委員** そのボランティアでどのぐらいの 団体がやっているかという。

後藤道路保全課長 令和 2 年度は草刈りについては 1 2 3 団体、延べで 6 , 5 5 0 人に草刈りをしていただいています。

**二ノ宮委員** それと、単価を教えてください。 例えば業者に出すとき、確か2メートルぐらい 切るのかな。そして、1メートル当たりいくら ぐらいかかるんですか。たびたび単価は一緒だ と聞いたので。

後藤道路保全課長 今、クリーンロードは平米当たり8円、道路の場所については12円です。 今の単価は草刈り費になるため、業者委託した場合は74円です。

成瀬河川課長 河床掘削についてです。

一応来年度の予定の河床掘削については、この予算概要書の34ページの上から3番目の(単)緊急河床掘削事業費ですが、実際問題、緊急河床掘削の要望はかなり多くて、これに対応すべく、次の35ページの上から4段目、河川施設災害防止緊急対策事業費で20億5千万円計上していますが、この部分の中でも切り分けをして、河床掘削に充てています。あくまでも来年度予定ですが、県下で約110か所、対策をするように予定をしています。

その全体の要望数ですが、これは毎年数字がかなり上下をします。河床掘削も現地が1か所という捉え方も、この延長とボリュームがあるので、その辺、例えば、一つの要望箇所に対して2年かかったりする場合もあるので、正確な箇所数については、ちょっと手元に数字はありませんが、おおむねこれを合わせて110か所ほど手当てができるように今予算をいただいているので、要望の緊急で人家とかがあるところについては、優先的に整備ができるかなと考えています。

田中公園・生活排水課長 農業集落排水事業費 についてです。

農業集落排水事業は、県内では12市1町で48地区整備を進めており、これはその後、一部統合したりして45地区になっているんですが、整備は既に完了しています。今やっているのは、施設の更新ですが、その際は耐用年数よりも現地の状況を調査して、施設の機能診断をして、それから最適整備構想、いわゆる長寿命化計画を立て、計画的に改修、改築を行っています。点検のときは、ハンドホールとかで目視で確認して、劣化状況を確認することもあるんですが、中には部分的に試掘をしたり、ちょっとしたカメラを少し押し込んでみたりと、劣化

状況を確認していると聞いています。

中山砂防課長 湯平に関して御回答します。

まず、下流の旧湯平小学校から上下流1.4 キロメートルの災害関連の区間ですけれども、 昨年度末に採択を受けて、直ちに工事を発注し、 今のところ工事がどんどん進んでいる状況です。 今年度、少し入札不調もありましたけれども、 それも契約に至り、工事は推進している状況で す。

それと、温泉街の区間ですけれども、温泉街の上下流の災害の工事は既に終わったんですが、温泉街の真っただ中の区間は、さきほど部長からもありましたけど、要件が悪いため今年度5月、8月、11月と3回にわたって不調になりました。建設業協会ともいろいろ意見交換をしながら、1月に一応応札され、少し出遅れましたけれども、早期復旧に向けて最善を尽くしていきたいと考えています。

それと、その上流は今回の災害がやはり上流からの巨石の流下が大きな原因になったため、直ちに砂防堰堤等の計画を立てました。これについても昨年度に採択して、今、設計等を行っていますが、砂防堰堤2基計画していて、下流域については、極力早い時期に工事発注するため進めています。

それと、さきほど急傾斜という言葉が出たんですが、これについてはちょっと把握しておりません。

**二ノ宮委員** 砂防堰堤のことです。

中山砂防課長 分かりました。

後藤道路保全課長 申し訳ありません。さきほど草刈りの面積について数字を言いましたが、 訂正をお願いします。

県の全体の草刈り面積は約708万平方メートルです。さきほど申しました582万、少し数字が違うかと思いますが、この分が委託の面積です。クリーンロードについては、さきほど申しました125万8千平方メートルですが、これは令和2年度の数値です。

**二ノ宮委員** ありがとうございます。道路維持は、基本的には自分たちの地区は自分たちでするのが本当だと思うんですけど、高齢化とか、

皆さん忙しい中で、県がほとんどやってくれている。だけど、昔ながらのボランティアに近い形でやっているところは、今言った123団体、6,550人、結構やっているんですよね。

例えば、さきほど12円と74円の差なんですね。もちろん、業者に出したら片づけとか全部やることは分かっているんですけど、これがあまりにも差があり過ぎるんではないかと思っています。ボランティアとは言いながら、やはりお茶代を出したり、それから、機具の油代を出したりとか、もちろん12円にそれも含まれていると思うんですけど、その辺はやはり皆さんの力を借りるのがいいんではないかと私は思っています。できるだけその辺を少し考えていただきたいということです。

それから、河床掘削です。これも大変恐ろしい被害ですね。実害が一番出ていると思います。そういうことで、さきほど県全体で110か所というのは、これは令和4年度で実際にやろうとしているということですね。これ以上にたくさんあると思うので、できるだけ国土強靱化の中の予算、これによりいっぱい入れてもらいたいと思っています。

それから、さきほど12市45地区の農集を やっているということですけど、これはさきほ ど管の中のコーティングの答えがなかったと思 うんですけど、それは後で教えてください。

それと、湯平は大変すみません、本当に思ったとおりにすごいスピードでやっていただいています。ただ、心配するのは砂防堰堤です。ぜひ今度の台風までに、もちろん間に合うと思うんですけど、そのことはお願いしたいと思っています。

すみません、コーティングのことだけ教えて ください。

田中公園・生活排水課長 すみません、コーティングとはドイツ方式と言われていた分ですかね。

**二ノ宮委員** 私は実物を見たんですけど、こういう管の中にビニールか何か、そういうものを流し込んで圧をかけて、ぴたっと周囲について補修をしている。

田中公園・生活排水課長 すみません、私が細かいところまで把握していなくて申し訳ありません。後ほど確認をして回答させていただきます。

大友委員長 いずれまた、後ほど御回答お願い します。

ほかに御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これ より採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案令和4年度大分県臨海工 業地帯建設事業特別会計予算について、執行部 の説明を求めます。

**岸元港湾課長** 第10号議案令和4年度大分県 臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、 御説明します。

同じ資料予算概要の78ページをお開きください。表の一番左の区分欄の上から2番目です。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように13億8,405万2千円で令和3年度当初予算に比べ率にして13.6%の減です。これは主に、起債の元利償還金の減によるものです。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の二つ右、財産収入として、土地利用計画の変更に伴う臨海特会から港湾特会への土地の所属換えなどによる収入が9億9,750万円、その右、繰入金として、減債基金からの繰入金が3億8,645万2千円です。

次に、80ページをお開きください。

歳出については、表の一番左、事業名欄の一番上、6号地事業費ですが、予算額は355万

円です。本事業は、6号地に係る維持管理等に 要する経費です。

次に、その下公債費ですが、予算額は13億 8,050万2千円です。本事業は、6号地造 成に伴う起債の元利償還金です。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案令和4年度大分県港湾施 設整備事業特別会計予算について、執行部の説 明を求めます。

**岸元港湾課長** 第11号議案令和4年度大分県 港湾施設整備事業特別会計予算について、御説 明します。

78ページにお戻りください。

表の一番左、区分欄の上から3番目です。

予算額は、表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように48億5,505万7千円で令和3年度当初予算に比べ、率にして42.9%の増となっています。これは主に、大分港大在西地区のRORO船ターミナルや、別府港石垣地区のフェリーターミナルの埠頭用地造成費用等の増によるものです。

歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の右 使用料及び手数料として、附属地や野積場など の使用料が13億3,100万7千円、さらに その五つ右、県債として、港湾施設建設事業債 の借入れが33億5,200万円です。

次に、81ページをお開きください。

歳出については、表の一番左、事業名欄の一番上の港湾施設管理費ですが予算額は2億3,

682万円です。本事業は、上屋や野積場など の港湾施設の管理に要する経費です。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理 運営事業費の8,179万円及びその下別府港 北浜ヨットハーバー管理運営事業費の1,04 1万8千円は、指定管理者への委託料などに要 する経費です。

次に、その二つ下、公債費ですが、予算額は 7億1,152万5千円です。本事業は、港湾 施設整備事業に伴う起債の元利償還金です。

次に、82ページを御覧ください。

港湾機能施設整備事業費ですが、予算額は3 6億9,405万円です。本事業は、大分港、 別府港、臼杵港、津久見港、佐伯港、中津港の 埠頭用地の造成などを行うものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質 疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第34号議案大分県道路占用料徴収条 例等の一部改正について、執行部の説明を求め ます。

**渡辺土木建築企画課長** 資料戻って、土木建築委員会資料の2ページをお開きください。

第34号議案大分県道路占用料徴収条例等の 一部改正について御説明します。

まず、今回の条例改正の背景について説明します。大分県では行財政改革推進計画等により、令和6年度までに行政手続の電子化100%を目指しており、また、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、いわゆるデジタルファーストに対応するため、オンライン決済

機能のある電子申請システムを導入することとしています。

これに伴い、土木建築部が所管する五つの条例について、徴収方法を拡大し、いわゆるキャッシュレス決済が行えるよう、改正を行うものです。具体的には、大分県道路占用料徴収条例の例で説明すると、現行条例では、道路占用料の徴収方法が納入通知書のみに限定されているので、新たに指定納付受託者による納付方法の規定を追加します。これにより、電子申請を利用した方が、オンライン上で道路占用料をクレジットカード決済等で払い込むことができ、県民の利便性の向上と徴収事務の効率化を図るものです。

他の四つの条例も同様に、それぞれ関係法に 基づき、占用料等の徴収方法が納入通知書に限 定されていますので、同様の改正を行うもので す。なお、指定納付受託者制度は、地方公共団 体の歳入をクレジットカード等により納付しよ うとする者が、地方公共団体の長が指定するク レジットカード会社等の事業者、いわゆる指定 納付受託者に納付を委託することにより、当該 歳入を納付することができる仕組みです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第35号議案令和4年度における土木 事業に要する経費の市町村負担について、執行 部の説明を求めます。

渡辺土木建築企画課長 第35号議案令和4年 度における土木事業に要する経費の市町村負担 について御説明します。

3ページをお開きください。

これは、1の提案内容にあるように、令和4年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法等に基づき、関係市町村に負担を求めることについて、議決をお願いするものです。

負担割合については、2の令和4年度負担割合にあるとおり、令和3年度と変更はありません。なお、各事業の負担割合等については、事前に関係市町村の同意をいただいています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質 疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第36号議案から第38号議案工事請 負契約の締結について、執行部の説明を求めま す。

竹島道路建設課長 第36号議案から第38号 議案まで工事請負契約の締結3件について御説 明いたします。

4ページを御覧ください。

本議案は、中津市山国町守実から日田市三和 までの間で整備を進めている、一般国道212 号日田山国道路に係る工事請負契約の締結につ いてです。

今回、議会の承認をお願いする工事は、資料上段平面図の1号トンネル避難坑(1工区)、1号トンネル避難坑(2工区)及び5号トンネルの3件です。

まず、資料下段の一番左を御覧ください。 第38号議案(仮)1号トンネル避難坑(1 工区)の工事内容は、全体延長1,380メー トル、 契約金額は33億816万9,304円で、 工期は着工が契約締結の日の翌日、 完成が令和9年5月31日として、入札の結果により、鹿島建設株式会社九州支店、梅林建設株式会社及び株式会社友岡組の3者から構成される鹿島・梅林・友岡特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

続いて、資料下段の真ん中を御覧ください。 第36号議案(仮)1号トンネル避難坑(2 工区)の工事内容は、全体延長1,567メートル、契約金額は34億8,658万7,940 円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が令和9年9月22日として、入札の結果により、西松建設株式会社九州支社、株式会社佐伯建設及び株式会社野村建設の3者から構成される西松・佐伯・野村特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

最後に、資料下段の一番右を御覧ください。 第37号議案(仮)5号トンネルの工事内容 は、全体延長940メートル、契約金額は38 億8,874万3,584円で、工期は着工が 契約締結の日の翌日、完成が令和7年3月13 日として、入札の結果により、前田建設工業株 式会社九州支店、株式会社菅組及び株式会社下 徳産業の3者から構成される前田建設工業・菅 組・下徳産業特定建設工事共同企業体と工事請 負契約を締結したく、議会の承認をお願いする ものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

井上副委員長 前にちょっと説明を受けたかもしれないんですけど、これは避難坑ですけど、避難坑ではない本当のトンネルは、これは一番上が平面図ですよね。これは点線、少し横にあるから、継ぎ目にですね。本体の1号トンネルはもう既にやっている最中ではなくて、避難坑から先につくるということですよね。これは何か理由があるんですかね。

竹島道路建設課長 避難坑から先に掘り始めて、

それとある程度ラップさせる形で本坑を掘り始めたいと考えています。

避難坑を先に掘る理由ですが、こちらは5号トンネル本坑の断面図です。見て比較したら分かると思うんですけど、断面が非常に小さく、やはり本坑を掘るより効率が悪くて時間がかかるため、避難坑を優先的に掘ることで考えています。

井上副委員長 あと、ちょっと非常に細かいことですけど、平面図の1号トンネル、これは長さがありますよね。全体で2,937メートルで、下の説明の長さと少し違うんですよね。ミスプリントなのか。

竹島道路建設課長 すみません、ちょっと説明を省略して、誤解を与えてしまって申し訳ありません。上にある延長はトンネルの延長です。下のは、そのトンネルを含めて前後の実際施工する延長で、上の延長に比べて下の施工延長が長くなっています。

**大友委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第36号議案について採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決す ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第37号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第38号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第39号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**竹島道路建設課長** 第39号議案工事請負契約 の変更について御説明します。

5ページをお開きください。

本議案は、佐伯市蒲江の国道388号において、令和3年3月26日に梅林・豊後特定建設工事共同企業体と契約した、延長278メートルの楠本古浦トンネルを含む工事延長310メートルの工事請負契約について変更するものです。本案件については、令和3年第4回定例会の常任委員会において、諸般の報告にて約2千万円の減額になる見込みであることを説明しましたが、内容が確定したので、改めて工事の変更内容について説明します。

6ページを御覧ください。

まず、①モジャコの記録的不漁によるトンネル掘削着手の遅れに伴う工期延伸についてです。

本工事の施工箇所と近接してモジャコの畜養が行われていることから、モジャコへの影響に配慮し、当初は畜養が完了する見込みであった昨年6月末までトンネル掘削工事を見合わせ、昨年7月初旬から着手する予定でした。しかし、昨年はモジャコが記録的に不漁であったことから、モジャコの畜養期間が延長されたため、約2か月遅れてトンネルの掘削工事を着手しました。このことに伴い、工期を当初から2か月延長するものです。

次に、②強固な岩盤の出現に伴う補助工法の 不施工等による減額についてです。

一部区間において、当初、軟弱な岩盤を想定し、掘削補助工法を施工する予定でした。しかし、当初の想定より強固な岩盤が確認されたため、学識経験者を含むトンネル検討委員会の判断のもと、掘削補助工法を減らし、経費を減額するものであります。

再度、資料5ページを御覧ください。

右上の欄に記載しているとおり、契約金額は、 当初11億5,830万7,150円に対し、 変更11億3,586万円となり、2,244 万7,150円減額し、工期は当初完成令和4 年3月30日に対し、変更完成令和4年5月3 1日に延期するものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**大友委員長** 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、合い議案件の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のあった第 21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部 改正についてのうち、本委員会関係部分につい て、執行部の説明を求めます。

中園建築住宅課長 第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正のうち宅地建物取引業法関係事務の手数料の改正について御説明します。

7ページをお開きください。

改正となる手数料は、宅地建物取引業法関係 事務のうち宅地建物取引士資格試験手数料です。 本試験は、1の概要に記載のとおり宅地建物 取引業法第16条の2の規定に基づき、県が指 定試験機関である一般財団法人不動産適正取引 推進機構に行わせているものです。

宅地建物取引士の業務内容については、法の 規定により宅地建物の取引において重要事項の 説明及び契約書等への記名押印を行うこととな ります。

次に、2の政令の一部改正の概要についてで す。今回、地方公共団体の手数料の標準に関す る政令に定められる手数料の標準額の見直しが 行われ、宅地建物取引士資格試験の実施事務手 数料が改正前の7千円から8,200円に改め られました。

改正の理由としては、表にあるとおり、全国 的に受験者数が増加する一方で、これまで会場 としていた大学等は入試日程等の変更により利 用できない場合があり、会場確保費が増加して いること、会場不足から試験を2回に分けて実 施する事例も生じており、それに伴い試験作成 費用等が増加していることによるものです。

次に、3の手数料条例の改正の概要についてですが、地方自治法第228条第1項の規定により、政令で定める金額を標準として、宅地建物取引士資格試験手数料を現行の7千円から8,200円へ改めるものです。

施行期日については、政令改正の施行日である令和4年4月1日からとしています。

続いて、大分県使用料及び手数料条例の一部 改正のうちマンションの管理の適正化の推進に 関する法律関係事務の手数料の新設について御 説明します。

8ページを御覧ください。

1法律の概要のとおり、この法律は多数の区 分所有者が居住するマンションの管理の適正化 を推進することにより、マンションにおける良 好な居住環境の確保等を図るものです。

次に、2法改正の概要を御覧ください。背景として、近年、老朽化マンションの増加、管理組合の高齢化による管理能力の低下が課題となっています。そこで県又は市が管理の普及・促進に向けた目標や施策を定めたマンション管理適正化推進計画を策定した場合に、マンション管理組合が作成するマンション管理計画を認定できる制度が創設されたものです。

このマンション管理計画は、3に記載のとおり、マンションの修繕その他管理の方法、資金計画、管理組合の運営状況等について定めることとしており、県又は市へ申請を行い、基準に適合すれば認定されることとなっています。主な認定基準としては、管理規約が適切に定められていること、適切な額の管理費及び積立修繕

金を徴収して区分経理していること等となっています。

次に、4の手数料条例改正の概要についてです。マンション管理計画の認定、更新に関する手数料を26,300円、変更認定を20,900円として新設するとともに、国が指定するマンション管理センターによる事前確認適合証を取得したものについては、手数料を3千円としています。なお、手数料については国が示した積算方法等に基づいて算定しています。

施行期日については、法改正の施行日である 令和4年4月1日からとしています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員 会に回答することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと総務企画委員会に回答すること に決定しました。

次に、福祉保健生活環境委員会から合い議の あった、第22号議案大分県福祉のまちづくり 条例の一部改正についてのうち、本委員会関係 部分について、執行部の説明を求めます。

**三村建設政策課長** 第22号議案大分県福祉の まちづくり条例の一部改正について御説明しま す。

本議案については、福祉保健生活環境委員会 で総括的に御審議いただきますので、本委員会 では、土木建築部に関する改正内容について説 明します。

9ページをお開きください。

この条例は、高齢者、障がい者を含むすべて

の県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に 参加することができる、福祉のまちづくりを進 めていくことを目的として、平成7年3月に制 定されました。

まず、今回の条例改正の背景についてです。 昨今、道路利用者の多様化したニーズに応え るため、道路法の改正等により道路の新たな基 準が加えられております。今回、高齢者、障害 者等の移動等の円滑化の促進に関する法律にお いて、新たな基準が加えられたことから、本条 例においても、政令で定める道路等のうち県道 のバリアフリーの基準を追加するものです。

今回、土木建築部関係では、三つの項目が追加・改正されており、表に示しているとおり、歩行者専用道路及び自転車歩行者専用道路において、それぞれ県道構造条例で定める2メートル又は4メートル以上の有効幅員を確保することなどを定めることとしています。なお、これらの改正で、対象となる既存の県管理施設はありません。

最後に施行期日についてですが、公布の日から施行することとしています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活 環境委員会に回答することに御異議ありません か。

### [「異議なし」と言う者あり]

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答 することに決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

竹島道路建設課長 10ページを御覧ください。 昨年12月の本委員会において大分県自転車 活用推進計画の見直しについて御説明しました が、昨年12月末から本年1月末までの1か月 間のパブリックコメントを経て計画案がまとま ったので御説明します。

資料の左側を御覧ください。1計画策定の経過ですが、大分県自転車活用推進計画は、自転車活用推進法に基づき、令和元年12月に策定しました。計画期間が本年3月までとなっていること、また国の第2次自転車活用推進計画が策定されたことから、計画の見直しを行いました。

下段の3を御覧ください。計画の見直しに際しては、(1)のコロナ禍における通勤や配達目的等による自転車利用の高まりや、(4)の大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行など、自転車に関する社会情勢の変化や大分県の動きを反映しました。

次に、資料の右側の4目標及び施策を御覧ください。大分県自転車活用推進計画は、目標1から4の自転車利用の促進等による健康寿命日本一の実現、サイクリスト・フレンドリーなおんせん県おおいたの実現、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の四つの目標を掲げ13の施策により推進することとしています。

目標2の施策④サイクルスポーツの振興では、世界のトップアスリートが参加する国際的な競技大会としてツール・ド・九州を九州各県や県内市町村と連携して開催します。また、自転車条例の施行により自転車損害賠償責任保険の加入が義務化されたことから、目標4の施策⑬として自転車損害賠償責任保険等への加入促進を新たに項目立てしました。この他の各種施策についても着実に推進するため、教育庁や警察本部も含めた横断的な体制の下しっかり取り組んでいきます。なお、5計画期間については、国の計画期間も踏まえ、令和8年度までの5か年計画としています。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、

御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので②の報告 をお願いします。

**成瀬河川課長** 川ビジョンおおいた2021の 策定について御説明します。

11ページをお開きください。

令和3年度の初委員会で大分県総合治水対策 プラン(案)として策定を進めると報告してい ましたが、川ビジョンおおいた2021と名付 け策定をしました。

まず、1策定の趣旨を御覧ください。本計画は、気候変動により近年、頻発・激甚化する水 害への対策を進めるため、河川整備の長期計画 として策定しました。

右上の図を御覧ください。この図は流域治水の概要図ですが、今回の対象は赤線の範囲で、流域治水プロジェクトのうち、河川管理者が行う対策をより具体化し、今後の河川整備の目標やハード、ソフト対策の将来像を示すものです。 2策定単位と対象期間についてです。

右下の図を御覧ください。策定単位は、県内を七つのエリアに分けて策定しており、対象期間は10年間としていますが、今後の浸水被害の発生状況なども勘案し、5年を目処に見直しを行う予定です。

そして、3河川整備の優先度については、近年家屋浸水被害のあった河川や、検討の結果将来的に浸水被害の発生する可能性のある河川などを優先して選定しました。

次の12ページを御覧ください。

まずは、ハード整備の計画策定にあたり、河 川計画の基本となる確率降雨強度の見直しを行 いました。

4確率降雨強度の見直しを御覧ください。

近年の雨量データなどを使い、気候変動の影響を踏まえ、検討した結果、近年豪雨災害が多かった日田地域では河川計画に使う雨量が、従前の約1.2倍になり、県全体の平均でも従前

の約1.1倍となっています。

次に5短期、中期、長期の整備目標を御覧く ださい。

気候変動の検証や近年の浸水被害などを踏まえ、短期、中期の整備目標として、玖珠川などの11河川を今後10年間で優先的に整備を進める河川として位置付けました。また、長期の整備目標として、大分川など河川を将来的に整備を検討する河川として考えています。

次にソフト対策です。6河川情報の提供として、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラなどの活用とあわせて、情報提供の高度化も推進していきます。その下、7防災意識の向上として、水害リスクの高い中小河川の洪水浸水想定区域図の策定や市町の洪水ハザードマップ作成の支援なども進めていきます。

今後は本計画に基づき、事前防災対策に取組 んでいきたいと考えています。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、 御意見はありませんか。

**二ノ宮委員** すみません、ちょっと事業名は覚えていないんですけど、大分川の中流域何とかという計画はなかったですかね。中流、上流域の長期計画というのは。こことの兼ね合いを教えてください。

成瀬河川課長 そちらについては、大分川の上流とか下流で、整備計画を国交省が立てています。ですから、そこの部分についても我々が入っていますので、ここの県管理部分については、こちらの川ビジョンおおいたの中でも記載しています。

**二ノ宮委員** すみません、記憶違いかと思うんですけど、例えば、大分川でいうと、大分駅のところから上が県の管理になっているんですけど、その計画書は国交省分ではなくて県管理の分の計画書を2年前に示されたことがあるんですが。

成瀬河川課長 そちらの箇所の上流部分についても、こちらの該当は大分川大野川水系で記載していて、事業を実施する計画としています。

**二ノ宮委員** もうこの中に含まれているということでいいですね。

成瀬河川課長 そのとおりです。

大友委員長 ほかに、御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**大友委員長** ほかに御質疑等もないので③の報告をお願いします。

**岸元港湾課長** 大分港及び臼杵港の港湾計画の変更について御報告します。

13ページをお開きください。

既に年度当初の4月の委員会において、県計 画等の変更スケジュールとして御報告申し上げ ていますが、改めて経過報告します。

初めに、大分港の港湾計画の変更について御説明します。県では、ホーバークラフトによる大分空港への海上アクセスの導入に向けた取組を進めています。大分市側発着地である大分港西大分地区にターミナル上屋等を整備するため、今回港湾計画における土地利用計画を変更するものです。

主な変更点として、左側の図に示すターミナル建設予定地は土地利用計画では工場の立地が可能な工業用地として位置付られていましたが、船舶の旅客を取り扱う用地として利用するため、右側の図の赤色で着色している埠頭用地に変更するものです。

続いて、臼杵港の港湾計画の変更について御 説明します。

14ページを御覧ください。

臼杵港は、フェリー貨物取扱量が県内最大であり、八幡浜港との間をフェリー航路が2社合わせて1日14便就航しています。

主な変更点として、既に港湾計画に位置付けられています2バース目の岸壁について、被災後速やかにフェリーの運航を再開し経済活動への影響を最小限とするため、現在整備を進めている1バース目と同じく、耐震強化岸壁として位置付けるものです。

以上について、2月22日に開催した第53 回大分県地方港湾審議会に諮り、計画変更が承 認されました。今月末に大分港並びに臼杵港の 港湾計画の変更について告示し変更内容を港湾 計画に反映する予定です。

今後は、早期整備に向けて取り組んでいきます。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、 御意見はありませんか。

高橋委員 変更は分かりましたけど、今現在、新しい雨水溝の工事の進捗状況、近いんで時々様子を見に行くんですが、工事が進んでいるのか止まっているのかよく分からないときがあるんですよね。今日は動いているなと。ここのところ何か、全然動いていないぞと。かなり軟弱地盤があって、それがずっと沈むのを待って、また次、工事して、そして時間を置いてという説明を受けて分かっているんですが、その辺を変更とあわせてどうなのか教えてください。

岸元港湾課長 現在進めているのは1バース目の工事で、まず今年度中、護岸の整備を随時進めています。来年以降から今後、その背後地の最終的な盛り立てをやっていこうと思っています。委員が御指摘のとおり、軟弱地盤でして、圧密沈下という現象が起きています。なかなか結構深い粘土層があり、放置していると18年で6メートルくらい沈むと推定がされており、それを強制的に上に盛土とか、粘土の中の排水を強制的に抜く形の方法を取って、今進めています。1バース目については、なるべく早く供用したいと思っていますが、今現在、令和5年度末ぐらいと思っていますが、実は圧密沈下の状況次第なので、鋭意早期供用に向けて頑張りたいと思っています。

高橋委員 ありがとうございます。急がなくてもというか、慌ててやって、結果造ったら港が傾いたとなると、その後取り返しがつかなくなるので、その辺は慎重に。ただ、あの周辺部の道路がどんどん先に出来上がっていっている。何か、周りの人は期待しているんだけど、港がなかなか出来上がらないので。じっくりとよろしくお願いします。

大友委員長 ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はあ

りませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 ほかに御質疑等もないので④と⑤ の報告をお願いします。

中**園建築住宅課長** 大分県住生活基本計画の改訂について御報告します。

15ページをお開きください。

改訂の概要については、令和3年第4回土木 建築委員会で報告したところですが、1月から 実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、 最終案としてまとめました。

1計画の位置付けに記載のとおり、本計画は 住生活基本法に定められた都道府県計画であり、 大分県長期総合計画や土木建築部長期計画等を 踏まえ、本県の住宅施策の理念や目標、基本的 な施策等を定めたものです。平成18年度の策 定から、おおむね5年ごとに見直しを行ってお り、昨年度、国の全国計画が改定されたことな どを踏まえて今回改訂を行うものです。

2計画の概要と成果指標を御覧ください。

基本理念は現行のまま継続し、基本目標1を 新しい生活様式などに対応するため多様な居住 ニーズに応える住まいの確保と支援の充実、基 本目標2を長く住み続けられる住宅の性能向上 などを推進するため、未来世代に継承できる良 質な住宅ストックの形成と変更しています。ま た、新たな成果指標としてセーフティネット住 宅の登録戸数を設定するほか、公営住宅のバリ アフリー整備戸数を県営住宅だけでなく市町村 営住宅も加えて設定しています。

3主な施策の概要を御覧ください。

現状と課題として、高齢者や障がい者などの 住宅確保要配慮者の増加、既存住宅ストックの 省エネ基準適合率が約11%、人口減少及び少 子高齢化の進行、管理組合の存在が確認できな いマンションが多く存在する等、住生活を取り 巻く環境が変化してきています。

このため、資料右下の主な取組内容として、 居住支援ネットワーク体制の構築、省エネ建築 物の普及促進のほか、パブリックコメントで御 意見をいただいた、子育てしやすい住環境の整 備促進を重点施策として取り組むこととしてい ます。また、マンション管理適正化法の改正に 伴うマンション管理適正化推進計画を今回から 新規で追加し、マンション管理組合が作成する 管理計画の認定ができるようにするなど、老朽 化マンションの居住環境を向上させる施策にも 取り組んでいきます。なお、本計画は、今月中 に公表予定です。

大分県耐震改修促進計画の中間見直しについて、御報告します。

16ページを御覧ください。

本計画は、左上1の計画の概要に記載のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保することを目的として、耐震化の目標や基本方針等を定め、耐震診断及び耐震改修の促進を図るものです。

その下2の計画の位置付けについては、災害 対策基本法に基づく大分県地域防災計画及び大 分県住生活基本計画と整合を図るとともに、市 町村の耐震改修促進計画とも連携しているとこ ろです。

今回の見直しの目的は、右上3に記載のとおり、計画の中間期を迎えたことから、令和2年度の目標に対する実績を検証し、取組内容の強化を図るものです。

その下4の耐震化の目標についてですが、計画終了時点となる令和7年度の目標を現計画のとおり、住宅は92%、特定建築物は97%としています。このうち特定建築物については、県所有の建築物の耐震化が完了していることから、県以外の公共建築物の目標は100%とし、民間建築物の目標は96%としています。

次に、左下5の耐震診断及び耐震改修を促進 するための施策についてです。

(1) に記載の住宅・建築物の耐震化の促進 に関する施策は、現在の施策を継続しつつ、情 報体制の充実として、住宅リフォーム支援事業 の活用者へ、耐震化に係る情報を積極的に提供 することとしています。

また、緊急輸送道路の沿道の建築物について は、優先度の高い道路の一定区間を建築物の耐 震化の促進を図るべき路線として位置付け、そ の路線沿いに存在する旧耐震基準の建築物について、耐震化を誘導していきます。

右側(2)に記載の重点的に取り組む施策については、木造住宅の耐震化の促進強化、特定建築物の耐震化の促進強化及び建築物に付属するブロック塀の安全性確保の三つを掲げています。

このうち、木造住宅については65歳以上の 高齢者世帯等を対象とした支援制度の充実を図 るとともに、平成12年5月以前に着工した住 宅の相談体制を整備するため、耐震アドバイザ 一派遣制度の対象を拡充することとしています。 次の特定建築物については、民間建築物の所 有者への意向調査や積極的な情報発信により、 耐震化の促進を図ります。また、ブロック塀に ついては、危険なブロック塀の除却費用への補 助や改善指導等を継続して実施します。なお、 本計画は1月に実施したパブリックコメントの 結果を踏まえたものであり、今月末の公表を予 定しています。

**大友委員長** ただいまの報告について、質疑、 御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので⑥の報告 をお願いします。

**釘宮公営住宅室長** 次に、大分県公営住宅等長寿命化計画の改訂について御報告します。

17ページをお開きください。

見直しの概要については、令和3年第4回定 例会で報告したところです。

今回の改訂は、前回の改訂から5年以上が経過し多様化する県民ニーズを反映させる必要があることや、他の関連する計画との整合を図る必要があることから行うものであり、1月から実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、最終案をまとめました。

1計画の概要の(1)を御覧ください。本計画は令和4年から令和13年までの10年間を計画期間としています。

次の(2)計画の目的ですが、本計画は、長期的な視点から、県営住宅ストックの適切な維持管理、計画的な修繕や改善、建替え等を実施し、ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減、事業量の平準化を図ることを目的に策定しています。

次に、(3)で住宅ストックの現状と課題を あげています。

一つ目は住棟の老朽化であり、昭和50年前後に建設された住棟が多いことや、全体の7割が耐用年限の2分の1を経過していること等から、PFIの活用などによる計画的な建て替えや、改善が必要となっています。二つ目は不十分な設備水準であり、浴槽や給湯器等が未整備であったり、バリアフリー化が不十分な住棟があることから、建替等とあわせて整備していく必要があります。

これらを踏まえて、(4)に本計画における 長寿命化に関する基本的な考え方を整理してい ます。

一つ目はストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針として、修繕履歴のデータベース化や予防保全的な維持管理の実施等を行うこと。二つ目は長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針として、仕様のアップグレード等による耐久性向上を行うことにより、長寿命化を図るとともに修繕周期の延長によって、ライフサイクルコストの縮減を図ることです。このような考え方を基に、現存する住宅ストックをどう活用していくのかを検討してまいります。

(5) に計画策定時における令和13年度までに実施予定のストック活用手法をまとめています。本計画では現在の管理戸数8,614戸を住棟の物理的特性や立地環境等を基に、表に示したように整理しています。

次の(6)では事業の実施方針として、点検や修繕、建て替え等、各事業の実施方針を①から⑤にまとめています。いずれも住宅ストックの有効活用、長寿命化の推進、コストの縮減などの観点を踏まえ、取り組むべき方針としているものです。

最後に今後の予定ですが、本計画は、今月中 に公表することとしています。

大友委員長 ただいまの報告について、質疑、 御意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 別に御質疑等もないので、以上で 諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

大友委員長 ちょっと私から1点、昨夜の宮城、福島の地震、我々も大変びつくりして、議員も昨日避難訓練をしたばっかりで、最初、テレビで緊急地震速報があったときは、これは訓練かなと勘違いするぐらいびつくりした出来事だったんですけど、それを受けて、現段階では全容は見えていないところもあるかと思うんですけれども、今後また災害派遣の話とかも出てくるかもしれませんし、県で何か動きがあれば、部長からお願いします。

島津土木建築部長 震度6強ということで、私 も非常に驚きまして、11年を経過してまた大 きな地震ということで、まずは亡くなられた方 もいますし、御冥福をお祈りするとともに、被 害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

現時点では、まだ全容が確認できていませんけれども、公共土木施設で申し上げますと、高速道路がかなり通行止めに至るような被害を受けており、新幹線の軌道辺りもやられているようで、あと港湾施設等も被害があると報道等で承知をしています。

現時点では、即座に応援の派遣要請にはまだ 至っていませんが、今後も状況を注視しながら 必要に応じて対応してもらいたいと考えていま す。

いずれにしても、改めて地震に対する備えは とても大事だと感じており、さきほどの5か年 加速化対策をしっかり活用して、スピード感を 持って取り組んでいきたいと思っています。

**大友委員長** また今後、要請等あるかもしれません。またいろいろ大変だと思いますけど、よ

ろしくお願いします。

高橋委員 ちょっと関連して、大震災から11年ということで、震災後にやはり地震に対してかなり耐震性の面でも考慮して、道路や何やら建設されたと思うんだけど、それでも今回、部長がおっしゃったように、高速道路にひびが入ったりずれたり、被害が出ていると。その原因とか、そういうものは、例えば、県独自で職員を派遣して調査等をするとか、あるいは情報の交換をするとか、そういう計画というか、何か思い描いていることがありますか。

島津土木建築部長 現時点で、例えば、即座に 現地に入って状況を確認していくことは今のと ころ予定はありませんけれども、災害が発生し た直後から国の機関で土木研究所、あるいは国 総研という国土交通省の機関があって、そうし たところが専門的な知見を持って、学識経験者 とともに概要を取りまとめていただきます。そ うした情報を全国の自治体等に共有していただ く仕組みが既にあって、そうしたところの知見 をしっかり確認をしていきたいと思っています。

そもそも、地震対策については、平成7年の 阪神・淡路大震災以降、本格的な耐震対策が進 められてきたところで、本県においても、橋梁 の耐震化をはじめとして、これまで大きな予算 を措置していただいたおかげで、この間の1月 22日の地震においても、ほぼ被害を受けるこ とがなかったので、それは投資の効果が現れて いると思っています。

一方で、今回の地震を受けて致命的な落橋、 橋が落ちる被害は認められてないので、一定の 震災対策の効果はやはりあったんだろうなと現 時点では見ていますが、完全に通れないような 落橋、あるいは橋脚が折れるような被害を防ぐ ための震災対策をこれまで講じており、例えば、 覆工板をかけたりとか、舗装を少し化粧して通 すというのが現在の震災対策の主流になってい るので、そういった意味では効果はあるだろう なと思っています。

これからまた、つぶさに検証をされると思う ので、その点に注視していきたいと思います。 **阿部委員** せっかくの機会ですから、分かれば 教えてほしいので、岸本港湾課長で。裏川から 乙津川までの大分港のコンビナート護岸。直轄 事業でやられているので、説明はないことは分 かっているんですけど、当初から我々も一緒に なって取り組んで、知事まで立ち会った上で始 まっているんですけど、毎年、実は国交省から も大分県の重点事業でしてくださいよと、これ はもう引き合いがですね、ああいう護岸のかさ 上げは全国で出ているので、毎年重点ぐらいの 意気込みで要望してもらわないと、始めている からいつかできる。いつかはできるでしょうけ ど、やはり10年とか15年とか、そういうス パンでやっていくためには毎年要望してくださ いよということから、これが始まっているんで すよね。

ところが、私の注意が足りないのか、ほとん ど説明がないんですよね。これは直轄だから県 は連絡がないから分からないよと言われれば、 そこまでかもしれませんが、毎年要望に行くた びに、港湾局長には大分港のこれを頼みますよ と、毎年要望に入れているんですよね。ですか ら、我々が言わんとするのは、直轄であろうと も、やっぱり大分県も関心を持って、特にさき ほどの話で南海トラフということになると、当 然、護岸工事も相当数、上に上げているので、 やはり乙津までの最初の計画どおり一日も早く 出来上がることがいいので、我々としては前倒 しをしてでもやってくださいとお願いをしてい るんですが、今の進捗状況がどこまでなのか。 それで、一応計画が裏川から乙津川となってい ると思うんですよね。そこが、これからおおむ ねどれぐらいかかりそうなのか。

実は、港湾局長が大分県に来るということで、 またやろうという、いろいろしていたんですけ どね、コロナでちょっと先送りになっているん ですが、もし説明ができればお教えいただきた い。

それともう一つ、さきほども港湾計画の中で 出ましたけど、大分港の西大分ホーバーはもう 出ましたので、計画どおり進んではいるが、旧 ホーバー跡地というのか、残されたところ、多 分あそこも国土交通省の大分河川国道事務所で すか、あそこでお願いして、多分これは下を塞いでくれる話にはなっているんですけど、それはいつどうなるのか我々もまだよくつかんでいないんですが、いずれにしてもまた南海トラフで、さきほどのそういうところに津波があれば、要するにホーバーの乗り場を伝って上がってくることは確かなので、地域の人たちもあの周辺の人たちは、あの部分だけを非常に気にしているから、これもまた国土交通省の工事区間だと思いますが、聞いているんであればちょっと教えてもらえないですか。

岸元港湾課長 コンビナートの護岸の強化部分ですね。逐次説明をしておらず、申し訳ありません。県としても、非常に重要な施策、事業だと思っています。昨年も実は全国港湾知事協議会というのがあって、知事にも東京に行っていただいて、港湾局長、それから政務官、副大臣に直接お願いしました。

状況ですが、乙津の護岸ですけれども、事業 費換算ですけれども、事業進捗状況として1 5%ぐらいはできていると思っています。我々 も現地に行って見学していますけれども、あそ こは矢板護岸というところで、矢板を打って、 それで液状化対策、それから、基礎の支持力を 設けると。その上に矢板を取り囲むようにコン クリートの壁をつくることで、現在進めていた だいており、今回の補正についても、かなり配 当いただいており、国直轄事業ですが、当初1 6億円の事業費配分でした。補正により、全部 で今年度最終的には22億8千万円の事業費 換算で、全部で28.7%の進捗率です。

今後、実はそれ以外の乙津とか、鶴崎とか、 それから住吉とか、そういうところの測量設計、 調査にも今入っていただいており、まずは今の 日本製鉄の海辺の護岸を施工したら、今度は乙 津川沿いに東側の護岸を施工していく状況です。 それから、旧ホーバーの跡地です。

すみません、年度末、3月末ぐらいに国から 状況報告があると我々も聞いていましたが、今 現在まだないので、また今後、今の状況を報告 と言うか、あらかたの状況を教えてくれるとい うことであったんですけど、今のところまだ報告がないものですから、また我々で行ってお聞きしようとは思っています。今年度、概略的な設計をやって、どういう形で締め切るのがいいのかを決めると。まずは直轄、大分河川国道事務所で案を決めて、それから県とか市とかの意見を聞いて最終的に決めまして、3か月ぐらい前に聞いたときは来年の夏頃、8月頃と申していました。その頃には地元の区長さん等にその案について御説明ができればと申していたので、またこれも進捗状況に応じて地元、委員にもお知らせしたいと考えていります。

阿部委員 まずホーバーのあれはもう使っていないので、もしかしたら西大分ではなくてこっちのほうに使うんかなと思っていたんですけど、西大分は西大分でまた問題がいろいろ出てくるでしょうけれども、むしろこっちを使えば、もう騒音なんか慣れているので、良かったんではないかなと思うんですが、いずれにしても、もう決まったことですから、あれを塞いでいくと真ん中に水が残ってしまうんですよね。くぼんでいますからね。ちょっと沖で塞がざるを得ないので、塞いで上の方は全てまた泥を入れたりするというのは聞いているんですけど、ぜひどういう方向でいつ頃どうだというのが分かれば、また教えてください。

それと、やはりコンビナート護岸、鶴崎からずっといっていると思うんですよね。あそこは県有地の上に建っているんですよね。真ん中が水路になって、これから先は日本製鉄とかコンビナートとかですけど、いずれにしても県有地ですからね。

ところが、あそこに行ってみると我々はできないんですよね。皆さんも難しいと思うんですけど、日本製鉄を通らんと入れないんですよ。それか裏川のど真ん中を船か何かで下りていけば見られるか分かりませんが、まず見られないので、ぜひ皆さんや港湾課長なら行けるだろうから、行ってどういうことになっているのか、また分かれば、ぜひ教えてください。写真でも撮れればよろしくお願いします。

これは、我々の役目柄、要望はいつもずっと

していきますので、ぜひよろしくお願いします。 **大友委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

大友委員長 ほかにないようなので、ここで一 言、私からお礼を申し上げます。

[委員長挨拶]

[土木建築部長挨拶]

大友委員長 それでは最後に、この春で御退職 される方を代表して、後藤道路保全課長から一 言お願いしたいと思います。

[後藤道路保全課長挨拶]

大友委員長 ありがとうございました。

これをもって、土木建築部関係を終わります。 執行部及び委員外議員の皆様は御苦労様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

大友委員長 それでは内部協議を始めます。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**大友委員長** 別にないようなので、ここで委員 の皆様に一言お礼を申し上げます。

[委員長挨拶]

大友委員長 これで委員会を終わります。 お疲れ様でした。